

令和 3 年 1 月 1 4 日
リサイクル燃料貯蔵株式会社

使用済燃料備蓄センター設工認申請書作成の基本的考え方について

1. はじめに

新規制基準に基づく合理的な設工認申請書作成の基本的考え方を明確化する。作成にあたっては、より効率的な説明に資するためにも、これまでの行政相談を踏まえ、当社が考える設工認申請書としての構成や記載の考え方に問題がないか相談させていただきたい。

2. 申請書の記載方針

実用炉の設工認作成ガイド^{※1}に準じ、より効果的に、かつ、より効率的に技術基準への適合性を説明するため、貯蔵施設を構成する設備機器等の重要度を定義（第 3 項）し、及び、設工認申請書の構成を合理的に整理（第 4 項）した上で、重要度に応じた詳細度（第 5 項）で、技術基準への適合性説明を記載する。

※ 1：発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド：原子力規制委員会，2013.6

3. 貯蔵施設を構成する設備機器等の重要度の定義について

事業変更許可の申請内容^{※2}を踏まえ、施設を構成する設備機器の重要度を基本的安全機能との関与の度合いに応じて 3 種類に分類する。

※ 2：リサイクル燃料備蓄センター事業許可申請書 添付書類六「1.2.12 安全機能を有する施設」：リサイクル燃料貯蔵㈱，2020.8

a. グループ 1

基本的安全機能を確保する上で必要な施設のうち基本的安全機能を有する施設である金属キャスク、使用済燃料貯蔵建屋を対象とする。

b. グループ 2

基本的安全機能を確保する上で必要な施設のうち金属キャスクに影響を与えるおそれがある施設である受入れ区域天井クレーン及び搬送台車 等を対象とする。

c. グループ 3

グループ 1 の施設及びグループ 2 の施設以外の設備機器であり、その他安全機能を有する施設である仮置架台、たて起こし架台、圧縮空気供給設備、検査架台、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、電気設備、通信連絡設備、消防用設備及び人の不法な侵入等防止設備 等を対象とする。

第3-1表 貯蔵施設を構成する設備機器等の重要度の定義

分類	グループ1	グループ2	グループ3
分類の考え方	基本的安全機能を確保する上で必要な施設		その他の安全機能を有する施設
	基本的安全機能を有する施設	金属キャスクへ影響を与えるおそれがある施設	
主な対象設備	金属キャスク 貯蔵建屋	受入れ区域天井クレーン 搬送台車 等	圧縮空気供給設備 計測制御系統施設 人の不法な侵入等防止設備 等

4. 設工認申請書への記載事項の合理的な整理について

4. 1 設計の基本方針の構成について

記載の合理化のため、貯蔵事業規則第四条に基づく施設の区分毎に、適用を受ける技術基準への適合性を説明する基本方針を記載する。

上記に加え、共通的に適用を受ける技術基準については、添付書類等（例えば設工認申請対象機器の技術基準への適合性に関する整理表）を活用して、全設備に対する適用要否の考え方を容易に確認できるような資料も準備する。

4. 2 個数（設備数）の記載について

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドに準じて個数を記載する。

なお、金属キャスクに関連する施設^{※3}については、金属キャスク1基あたりの個数を記載する。

※3：金属キャスクに取り付ける貯蔵架台と計測制御系統施設

（添付-1，2，3）

5. 設備機器等の重要度に応じた技術基準への適合性説明の詳細度について

5. 1 適合性説明の基本方針

a. 事業変更許可申請書（本文）に記載した内容のうち、技術基準規則への適合性説明に必要となる設置方針，詳細設計する機能又は性能・仕様（以下「性能等」をいう。）を記載する。

b. 設置方針及び機能については、申請書本文の「設計の基本方針」に、性能等については申請書本文の「要目表」に記載するとともに必要な補足説明を添付書類に記載する。

c. グループ1（基本的安全機能を有する施設）については、貯蔵施設における重要性を考慮し、貯蔵施設を構成する「重要な施設」に位置づけ、技術基準への

適合性をより重点的に説明する。

- d. 重要な施設以外の施設に関する設計方針や基本仕様等については、設工認審査の進め方^{※4}に基づき、基本方針書^{※5}の記載として取り扱う。

※4：「試験研究棟原子炉施設及び核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可申請の審査並びに使用前確認等の進め方について」（原子力規制庁，2020.9.30）に基づく

※5：設工認申請対象施設に係る設計方針，基本仕様，性能，個数，設置場所，基本図面等を記したものの

5. 2 設備機器等の重要度に応じた記載の詳細度

a. グループ1

設置方針と機能を「設計の基本方針」に記載（例：○くらい△できるように□を設計する。）し，性能等を「要目表」に記載する。

b. グループ2

設置方針と機能を「設計の基本方針」に記載（例：△できるように□を設置する。）し，設工認審査の進め方^{※4}に基づき，性能等を適切に記載する。

c. グループ3

設置方針を「設計の基本方針」に記載（例：□を設置する。）し，設工認審査の進め方^{※4}に基づき，性能等を適切に記載する。

※4：試験研究棟原子炉施設及び核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可申請の審査並びに使用前確認等の進め方について」（原子力規制庁，2020.9.30）に基づく

(添付－3)

第5. 2－1表 重要度に応じた記載の詳細度

記載の分類	重要な施設	重要な施設以外の施設	
	グループ1	グループ2	グループ3
分類の考え方	基本的安全機能を有する施設	基本的安全機能を有していない施設	
設計の基本方針	設置方針を記載 機能を記載	設置方針を記載 機能を記載	設置方針を記載
要目表	性能等を 詳細に記載	—	—
要目表等 (基本方針書 としての記載)	—	性能等を 簡易的に記載 (定格荷重等)	性能等を 簡易的に記載 (設備数等)
主な対象設備	金属キャスク 貯蔵建屋	受入れ区域天井クレーン 搬送台車	圧縮空気供給設備 計測制御系統設備 人の不法な侵入等防止設備 等

6. 申請書作成にあたっての相談事項

- a. 共通的に適用を受ける技術基準への適合性説明に必要となる設計の基本方針については、貯蔵事業規則に基づき、「各設備の区分毎に」記載することが適切であるとする当社の整理の考え方に問題はないか。(第4. 1項)
- b. 技術基準適合性の説明にあたっては、設備機器等の重要度に応じて記載箇所を書き分ける整理の考え方に問題はないか。(第5. 2項)

7. その他

申請書を高い完成度で作成することを目的とした、当社の設工認作成要領(社内規程)については、設工認の申請に合わせて、参考資料として一式提出させていただく。

(添付－4)

8. 添付資料

- (1) 設工認申請書の構成(案)
- (2) 設工認申請対象機器の技術基準への適合性に関する整理
- (3) 設備機器等の重要度に応じた設工認申請書の記載(例)
- (4) 設工認作成要領(案)

以上